

標準旅行業約款別紙 特別補償規程

第 1 章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

- 第 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本章から第 4 章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（経路的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項及び受託型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項に定めるものをいいます。
2. この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けた時から開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の時から離脱する場合には、「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、その離脱の時から復帰の時までの間は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けけない日（旅行地の標準旅行日より。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に併記したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
3. 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のうちいずれかの時をいいます。
- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時。
 - 二 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、搭乗手続きの完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船手続きの完了時
 - ハ 鉄道であるときは、乗車の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - ニ 車両であるときは、発車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
 - ハ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
4. 第二項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のうちいずれかの時をいいます。
- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告知時。
 - 二 前号の解散の告知を受けたときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機場内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
 - ハ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第 2 章 補償金等を支払わない場合

- (補償金等を支払わない場合－その 1)
- 第 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
- 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - 二 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
 - 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車等運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - 五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 六 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓異常。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
 - 七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
 - 八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故
 - 九 戦争、外国の武力行使、革命、政変騒動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団的行動によって、全国又は一部の地区において著しく平和が脅かされ、治安維持に重大な事象を認められる状態をいいます。）
 - 十 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）以下同様に、若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - 十一 前二号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 十二 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
2. 当社は、原因のいかんを問わず、顔面神経麻痺（いわゆる「むちうち症」）又は腫瘍で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。
- (補償金等を支払わない場合－その 2)
- 第 4 条 当社は、企画旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- 一 地震、噴火又は津波
 - 二 前号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (補償金等を支払わない場合－その 3)
- 第 5 条 当社は、次の各号に掲げる事由に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定められた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合には、当該旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。
- 一 旅行者が別表第一に定める運動を行っている間に生じた傷害
 - 二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。
 - 三 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であると問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた航空機

第 3 章 補償金等の種類及び支払額

- (死亡補償金の支払)
- 第 6 条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に死亡した場合は、旅行者 1 名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては 2,500 万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては 1,500 万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。
- (後遺障害補償金の支払)
- 第 7 条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者 1 名につき、補償金額に別表第 2 の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
- 一 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から 180 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から 181 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。
 - 二 別表第 2 の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第 2 の 1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び 5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。
 - 三 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の 7、8 及び 9 に規定する上肢（指及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の 60% をもって限度とします。
 - 四 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。
- (入院見舞金の支払)
- 第 8 条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。
- 一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数 180 日以上の場合	40 万円
ロ 入院日数 90 日以上 180 日未満の場合	20 万円
ハ 入院日数 7 日以上 90 日未満の場合	10 万円
ニ 入院日数 7 日未満の場合	4 万円
 - 二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数 180 日以上の場合	20 万円
ロ 入院日数 90 日以上 180 日未満の場合	10 万円
ハ 入院日数 7 日以上 90 日未満の場合	5 万円
ニ 入院日数 7 日未満の場合	2 万円
2. 旅行者が入院しない場合においても、別表第 3 の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
3. 当社は、旅行者 1 名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (通院見舞金の支払)
- 第 9 条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合には、その日数（以下「通院日数」といいます。）が 3 日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- 一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数 90 日以上の場合	10 万円
ロ 通院日数 7 日以上 90 日未満の場合	5 万円
ハ 通院日数 3 日以上 7 日未満の場合	2 万円
 - 二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数 90 日以上の場合	5 万円
ロ 通院日数 7 日以上 90 日未満の場合	2 万 5 千円
ハ 通院日数 3 日以上 7 日未満の場合	1 万円
2. 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ且当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
3. 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降に通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
4. 当社は、いかなる場合においても、事故の日から 180 日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
5. 当社は、旅行者 1 名について通院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (入院見舞金及び通院見舞金の支払に関する特例)
- 第 10 条 当社は、旅行者 1 名について入院日数及び通院日数がそれぞれ 1 日以上となった場合は、前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（同額の場合には、第 1 号に掲げるもの）のみを支払います。
- 一 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
 - 二 当該通院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金
- (死亡補償金の支払)
- 第 11 条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつてから、又は遭難してから 30 日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第一条の傷害によって死亡したものと推定します。
- (他の身体障害又は疾病の影響)
- 第 12 条 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第一条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第一条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第 4 章 事故の発生及び補償金等の請求手続

- (傷害程度等に関する説明等の請求)
- 第 13 条 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体の診察若しくは死体の検案を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければならないとします。
2. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の開知しない事由により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から 30 日以内に報告しなければならないとします。
3. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく前 2 項の規定に違反したときは又はその説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。
- (補償金等の請求)
- 第 14 条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- 一 死亡補償金請求の場合
 - 一 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿本及び印鑑証明書
 - 一 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 一 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
 - 二 後遺障害補償金請求の場合
 - 一 旅行者の印鑑証明書
 - 一 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 一 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - 三 入院見舞金請求の場合
 - 一 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 一 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - 一 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
 - 四 通院見舞金請求の場合
 - 一 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - 一 傷害の程度を証明する医師の診断書
 - 一 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
2. 当社は、前項以外の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の提出を認めることがあります。
3. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第一項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。
- (代位)
- 第 15 条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第 5 章 携帯品損害補償

- (当社の支払責任)
- 第 16 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「携帯品」といいます。）に損害を被ったときに、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「携帯品補償金」といいます。）を支払います。
- (携帯品補償金を支払わない場合)
- 第 17 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。
- 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 二 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に携帯品補償金を受け取るべき目的でなかつた場合は、この限りではありません。
 - 三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車等運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 六 差押え、徵発、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消火又は避難に必要な処置として行われた行為を除きます。
 - 七 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
 - 八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
 - 九 平常な外観の損傷であつて補償対象品の機能に支障をきたさない障害を残すとき。
 - 十 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
 - 十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失
2. 前 3 条第 1 項第 9 号から第 12 号までに掲げる事由
3. 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。
- 一 地震、噴火又は津波
 - 二 前号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (補償対象品及びその範囲)
- 第 18 条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
- 一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
 - 一 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他のこれらに準ずるもの
 - 一 手帳、設計書、図章、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・デー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを除きます。）
 - 一 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを除きます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
 - 一 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
 - 一 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - 一 動物及び植物
 - 一 その他当社があらかじめ指定するもの
- (携帯品及び携帯品補償金の支払額)
- 第 19 条 当社が携帯品補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び第三号における補償対象品の状態又は補償対象品の損害発生の直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第 3 項の費用の合計額のうち低い方の金額を基準として決定することとします。
2. 補償対象品の一個又は一對についての損害額が 10 万円を超えときは、当社は、そのものの損害の額を 10 万円とみなして前項の規定を適用します。
3. 当社が支払うべき携帯品補償金の額は、旅行者 1 名に対して一企画旅行につき 15 万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者 1 名について 1 回の事故につき 3 万円を超えない場合は、当社は、携帯品補償金を支払いません。
- (携帯品の等)
- 第 20 条 旅行者は、補償対象品について第 16 条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければならないとします。
- 一 損害の防止軽減に努めること。
 - 二 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
 - 三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
2. 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第 1 号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第 2 号に違反したときは、携帯品補償金を支払わず、また、同項第 3 号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
3. 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- 一 第 1 項第 1 号に規定する損害の防止軽減のために取った費用のうち当社が必要又は有益であったと認められたもの
 - 二 第 1 項第 3 号に規定する手続のために必要な費用
- (携帯品補償金の請求)
- 第 21 条 旅行者は、携帯品補償金を支払うべき請求を受けようとするときは、当社に対し、当社所定の携帯品補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- 一 書類又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - 二 補償対象品の損害の程度を証明する書類
 - 三 その他当社の要求する書類
2. 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなされたときも、同様とします。）は、当社は、携帯品補償金を支払いません。
- (保険契約がある場合)
- 第 22 条 第 16 条の損害に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき携帯品補償金の額を減額することがあります。
- (代位)
- 第 23 条 当社が携帯品補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った携帯品補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第 1（第 5 条第 1 号関係）

山岳登山用（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、マイクロボスレース/クライディング/ハンングライザー/採集超軽量動力機（モーター/ハンングライザー）、リュウロライト機、ウルトラライト機等）採集/ジャイロプレーン採集その他これらに類する危険な運動	
---	--

別表第 2（第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係）

1. 両眼の矯正視力が 0.06 以下になっていること。	
2. そろやく又は言語の機能を失っていること。	100%
3. 両耳の聴力を失っていること。	60%
4. 両上肢の手の関節以上のすべての関節の機能を失っていること。	5%
5. 1 下肢の手の関節以上のすべての関節の機能を失っていること。	5%
6. 神経系障害の障害の重大なため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	60%
7. 神経系障害の障害の重大なため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	35%
8. その他上部位位位の合併障害等のため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	5%
(注) 第 7 号、第 8 号及び第 9 号の規定中「以上」とは、当該関節より正確に近い部分を含みます。	100%

別表第 3（第 8 条第 2 項関係）

1. 両眼の矯正視力が 0.06 以下になっていること。	
2. そろやく又は言語の機能を失っていること。	100%
3. 両耳の聴力を失っていること。	35%
4. 両上肢の手の関節以上のすべての関節の機能を失っていること。	15%
5. 1 下肢の手の関節以上のすべての関節の機能を失っていること。	5%
6. 神経系障害の障害の重大なため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	60%
7. 神経系障害の障害の重大なため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	35%
8. その他上部位位位の合併障害等のため身体の自由が主に損壊、洗滌等の起る動作に限られていること。	5%
(注) 第 7 号、第 8 号及び第 9 号の規定中「以上」とは、当該関節より正確に近い部分を含みます。	100%

聞 簡